

第25期 定時株主総会 招集ご通知

**開催
日時**

2026年3月30日（月曜日）

午前10時

※受付開始は、午前9時30分を予定しております。

**開催
場所**

東京都港区浜松町二丁目2番12号
JEI浜松町ビル7F

**決議
事項**

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

第3号議案 会計監査人選任の件

目次	定時株主総会招集ご通知……	1
	株主総会参考書類……	6
	事業報告……	12
	連結計算書類……	34
	計算書類……	36
	監査報告書……	38



証券コード 3976
2026年3月13日

株主各位

東京都港区浜松町二丁目2番12号
株式会社 シャノン
代表取締役CEO 山崎 浩史

第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第25期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



当社ウェブサイト <https://www.shanon.co.jp/ir/library/meeting/index.html>
(上記ウェブサイトアクセスいただき、「株主総会関連資料」よりご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「シャノン」又は「コード」に当社証券コード「3976」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年3月27日（金曜日）午後7時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月30日（月曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
（今回の定時株主総会の日が前回の定時株主総会の日の日当日と著しく離れた日となりましたのは、当社が第25期（当期）より事業年度の末日を10月31日から12月31日に変更したためであります。）
2. 場 所 東京都港区浜松町二丁目2番12号 JEI浜松町ビル7F
（末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第25期（2024年11月1日から2025年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第25期（2024年11月1日から2025年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
 - 第3号議案 会計監査人選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

◎当日ご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

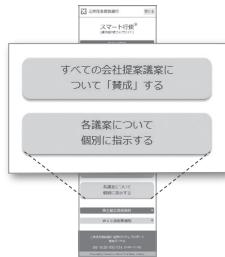
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

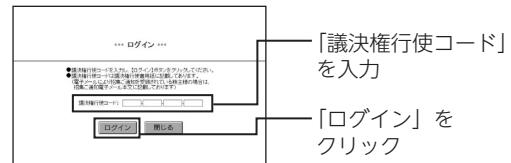
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

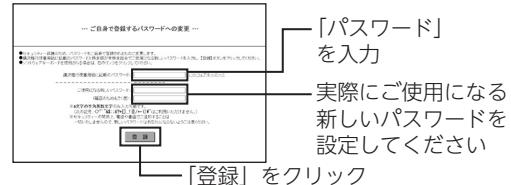
- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

1. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分

当社は、過年度における当期純損失の計上により、繰越利益剰余金の欠損が生じております。本件は、これらの欠損を補填して財務体質の健全化を図るとともに、今後の税負担の軽減及び機動的な資本政策を可能にすることを目的として、会社法第447条第1項及び第448条第1項に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、その減少額をその他資本剰余金に振り替えらうと、会社法第452条の規定に基づき増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金の欠損補填に充てたいと存じます。

本件により、貸借対照表上の欠損を解消して財務基盤の安定化を図り、中長期的な企業価値向上に資するものと考えております。なお、これにより将来の株主還元に向けた体制整備も図られることとなります。

2. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

資本金の額1,084,365,304円のうち984,365,304円を減少し、減少後の資本金の額を100,000,000円といたします。

(2) 資本金の額の減少の方法

減少する資本金の額984,365,304円の全額を、その他資本剰余金に振り替えることといたします。

(3) 資本の額の減少が効力を生ずる日

2026年3月31日（予定）

なお当社が発行している新株予約権が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

3. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金の額729,439,119円的全額（729,439,119円）を減少し、減少後の資本準備金の額を0円といたします。

(2) 資本準備金の額の減少の方法

減少する資本準備金の額729,439,119円の全額を、その他資本剰余金に振り替えることといたします。

(3) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2026年3月31日（予定）

なお当社が発行している新株予約権が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本準備金の額及び減少後の資本準備金の額が変動いたします。

4. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、本議案による資本金及び資本準備金の減少の効力発生を条件として、以下のとおり欠損填補を行います

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金：1,713,804,423円

（内訳：資本金減少分984,365,304円及び資本準備金減少分729,439,119円）

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金：1,713,804,423円

(3) 剰余金の処分が効力を生ずる日

2026年3月31日（予定）

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（2名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新任候補者1名を含む取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	備考
1	やまざき 山崎 浩史	代表取締役CEO	再任
2	ともきよ 友清 学	執行役員CFO	新任

新任 新任取締役候補者

再任 再任取締役候補者

1. 山崎 浩史

やまざき

ひろふみ

再任

所有する当社の株式数

(1965年10月10日生)

－株

【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】

1990年 4月 株式会社クラレ入社
2000年 7月 トランス・コスモス株式会社入社
2004年 4月 同社 管理本部長
2005年 4月 株式会社ザッパラス入社
2005年 7月 同社 取締役管理本部長
2008年 5月 同社 専務取締役
2010年 7月 同社 常勤監査役
2013年 5月 株式会社バロックジャパンリミテッド入社
2015年 5月 同社 取締役常務執行役員
2017年 5月 同社 専務取締役最高戦略責任者
2018年 6月 株式会社イノベーション入社 取締役CFO
2023年10月 同社 取締役会長（現任）
2025年 4月 当社 代表取締役CEO（現任）

【取締役候補者とした理由】

山崎浩史氏は、広範な経営経験と組織再編における高い手腕を有しております。2025年4月の当社取締役就任以降、短期間で事業構造の抜本的な見直しと経営基盤の立て直しを強力的に推進し、着実な成果を上げております。引き続き同氏のリーダーシップにより、親会社との連携を深めつつ再生プロセスを完遂させ、新たな成長軌道に乗せることが、当社グループの企業価値向上に不可欠であると判断し、取締役として再任をお願いするものであります。

2. 友清 学 <small>ともきよ がく</small>	新任 (1978年5月4日生)	所有する当社の株式数 23,000株
【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】		
2003年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 2009年 7月 公認会計士登録 2012年11月 当社入社、業務企画室長 2013年 8月 当社 常勤監査役 2015年 5月 当社 取締役、経営管理本部長（現任） 2016年 3月 当社 取締役経営管理担当 2022年 8月 後藤ブランド株式会社 監査役 2024年 1月 当社 執行役員CFO（現任）		
【取締役候補者とした理由】		
友清学氏は、公認会計士としての高い専門性を活かし、過去に取締役として上場準備を主導しました。経営体制の変更後は、執行役員CFOとして財務戦略や組織再構築を牽引し、当社の立て直しに貢献いたしました。同氏の豊富な経験と財務・戦略への知見を経営意思決定に反映させるべく、新たに取締役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 当社は保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の請求を受けることによって生じ得る損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
3. 株式会社イノベーションは、当社の親会社であります。
4. 取締役候補者の山崎浩史氏の親会社における現在又は過去10年間の業務執行者としての地位及び担当については、上記「略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるPwC Japan有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たにEY新日本有限責任監査法人を会計監査人に選任することをお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の決定に基づいております。

監査等委員会がEY新日本有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、当社の親会社である株式会社イノベーションが同監査法人を起用していることから、会計監査人を統一することでグループ全体における連結決算監査及びガバナンスの有効性、効率性の向上が期待できると判断したことによります。

加えて、同監査法人の専門性、独立性、品質管理体制及びグローバル監査体制を検討した結果、新たな視点での監査が期待できる点を含め、当社の会計監査人として適任であると判断いたしました。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2025年12月31日現在)

名 称	EY新日本有限責任監査法人		
主たる事務所の所在地	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号 東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー		
沿 革	2000年4月 太田昭和監査法人とセンチュリー監査法人の合併により、監査法人太田昭和センチュリー設立 2001年7月 新日本監査法人に変更 2008年7月 新日本有限責任監査法人に変更 2018年7月 EY新日本有限責任監査法人に変更		
概 要	(2025年7月1日現在)		
	資本金		1,221百万円
	構成人員	社員 (公認会計士)	517名
		職員 (公認会計士)	2,544名
		(公認会計士試験合格者等)	1,396名
		(その他の職員)	2,060名
		合 計	6,517名
	関与会社数		3,805社

以 上

事業報告

(2024年11月1日から
2025年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社は当事業年度中に決算期変更を行っております。その結果、当連結会計年度は14ヶ月の変則決算（2024年11月～2025年12月）となっておりますので、前連結会計年度との比較は行っておりません。

当社グループが属するクラウドサービス市場において、クラウドサービスを利用している企業の割合は引き続き上昇傾向にあります。総務省の令和6年「通信利用動向調査」によると、令和6年8月末におけるクラウドサービス利用企業の割合は80.6%（前年77.7%）に拡大しています。また、同調査によると、資本金規模別のクラウドサービス利用状況においても、資本金規模を問わずその利用率は拡大傾向が続いています。このように成長を続けるクラウドサービス市場の中で、当社が属するマーケティングオートメーション（SaaS）分野も例外ではなく、今後も3.2%（2024～2029年度の年平均成長率）の市場成長率が見込まれています。また、当社が提供する他のサービス（CMSやCX/マーケティングスイート分野）も含めると今後10.2%（2024～2029年度の年平均成長率）の市場成長率が見込まれています（出典：株式会社富士キメラ総研「ソフトウェアビジネス新市場2025年版」）。なお、当社は他にもSFA（※1）サービス等の提供も行っており、各市場自体の成長やソリューションの拡大に伴うTAM（※2）の拡大による今後の当社事業の成長余力は高いものと認識しております。

このような状況のもと、当連結会計年度における売上高は、マーケティングクラウド事業におけるストック型売上（サブスクリプション）やイベントクラウド事業が堅調に推移しました。一方、近年は積極採用による人件費の増加を主因として営業費用は増加傾向にありましたが、前期からの採用抑制やそれを補う人事異動による人員の有効活用により採用費や人件費を抑制したことや、広告宣伝施策の見直し等による徹底したコスト管理と運用（生産）効率の向上、不採算事業の整理及び減損損失の計上によりのれん償却費が減少したことなどを主因として、営業費用は大幅な減少に転じています。その結果、営業損益も大幅に改善し、第3四半期連結累計期間で黒字に転換し、当連結会計年度では営業利益に加え、経常損益についても黒字転換しました。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループの売上高は3,208,384千円、営業利益は120,747千円、経常利益は64,994千円、親会社株主に帰属する当期純損失は27,673千円となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

なお、当社は、前連結会計年度に不採算の広告事業の一部売却（連結子会社株式の譲渡）、追加機能開発の停止及び人員削減等によるメタバース事業の縮小を決定し、収益性重視の経営ヘシフトしています。今後は、主力事業であるサブスクリプション事業に経営リソースを集中させ、早期の黒字経営への回帰、財務体質改善を経営上の最優先課題としています。これらの課題に取り組むにあたり、各事業の位置づけを明確にするべく再検討を行った結果、広告事業及びメタバース事業については、主力事業であるサブスクリプション事業を支える付随サービスとしての性質が強くなったことを踏まえて、「サブスクリプション事業」に含めることにするとともに、その名称を「マーケティングクラウド事業」に変更いたしました。

その結果、従来「サブスクリプション事業」「イベントクラウド事業」「メタバース事業」「広告事業」の4区分としておりましたが、当連結会計年度より、「マーケティングクラウド事業」と「イベントクラウド事業」の2区分に変更しています。

旧セグメント	内容	新セグメント	内容
サブスクリプション事業	<ul style="list-style-type: none"> ■MA、CMSのシステム利用料、MRR（月額契約金額）、従量課金、有償保守サービス、年間契約のBPOサービス ■MA、CMSに関する初期導入サービス、BPOサービス、WEB制作、マーケティングコンサルティング等 	マーケティングクラウド事業	<ul style="list-style-type: none"> ■MA、CMSのシステム利用料、MRR（月額契約金額）、従量課金、有償保守サービス、年間契約のBPOサービス ■MA、CMSに関する初期導入サービス、BPOサービス、WEB制作、マーケティングコンサルティング等 ■デジタル広告の運用、コンサルティング ■株式会社ジクウが提供するメタバースイベントプラットフォームのシステム利用料、従量課金、初期導入サービス、BPOサービス等
イベントクラウド事業	SMPを用いたイベントのシステム支援（バーチャルイベントに関するシステム構築費を含む）、会期当日支援（機材レンタルを含む）	イベントクラウド事業	■SMPを用いたイベントのシステム支援（バーチャルイベントに関するシステム構築費を含む）、会期当日支援（機材レンタルを含む）
広告事業	デジタル広告の運用、コンサルティング	—	—
メタバース事業	株式会社ジクウが提供するメタバースイベントプラットフォームのシステム利用料、従量課金、初期導入サービス、BPOサービス等	—	—

①マーケティングクラウド事業

マーケティングクラウド事業は、「SHANON MARKETING PLATFORM」を中心とする年間利用契約に関するストック型売上（サブスクリプション売上）とそれに付随する初期導入やコンサルティングサービス等のフロー型売上（プロフェッショナル売上）から構成されています。

当連結会計年度における売上高については、最重点方針として取り組んでいるストック型売上は順調に推移しました。なお、フロー型売上については、前連結会計年度の広告事業の一部売却（連結子会社株式の譲渡）や当連結会計年度に行った広告事業の譲渡、大型のコンサルティング案件収束の影響で前期比では減少となりましたが、想定通りの推移となっています。

この結果、当連結会計年度におけるストック型売上は2,054,219千円、フロー型売上は544,421千円、マーケティングクラウド事業全体の売上高は2,598,640千円、営業利益は439,960千円となりました。また、当期末における契約アカウント数は、571アカウント（前期末比2.9%増）となりました。

②イベントクラウド事業

イベントクラウド事業は、コロナ禍以降のリアルイベント開催減少という市場状況から一転して、前期後半からリアルイベント開催への回帰傾向が鮮明となり、当社のイベントクラウド事業を取り巻く市場環境は改善してきています。当連結会計年度においては、大型イベントの会期が多くあり、前期比で増収増益となりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は609,744千円、営業利益は97,524千円となりました。

※1 Sales Force Automationの略で、商談管理ツールを意味します。

※2 Total Addressable Marketの略で、獲得できる可能性のある全体の市場規模を意味します。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施しました当社グループの設備投資の総額は280,481千円で、主なものは自社利用ソフトウェアの開発であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の権利行使による増加と新株予約権の権利行使により、資本金及び資本準備金がそれぞれ534,355千円増加しております。これにより、当連結会計年度末において資本金が1,084,365千円、資本剰余金が729,439千円となっております。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

期別 区分	第22期 (2022年10月期)	第23期 (2023年10月期)	第24期 (2024年10月期)	第25期 (2025年12月期) (当連結会計年度)
売上高(千円)	2,456,133	2,934,302	3,206,743	3,208,384
経常利益又は経常損失(△)(千円)	△325,351	△273,348	△53,328	64,994
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)(千円)	△365,864	△445,667	△101,613	△27,673
1株当たり当期純損失金額(△)(円)	△124.76	△145.68	△31.97	△5.18
総資産(千円)	1,840,823	2,024,290	2,169,482	1,998,382
純資産(千円)	285,409	39,534	△52,542	986,294
1株当たり純資産額(円)	97.17	12.15	△18.31	165.94

(注) 第25期(当連結会計年度)につきましては、決算期変更により2024年11月1日から2025年12月31日までの14ヶ月間となっております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

期別 区分	第22期 (2022年10月期)	第23期 (2023年10月期)	第24期 (2024年10月期)	第25期 (2025年12月期) (当事業年度)
売上高(千円)	2,382,050	2,765,567	3,032,723	3,202,134
経常利益又は経常損失(△)(千円)	△232,782	△426,956	△108,219	71,000
当期純損失(△)(千円)	△292,179	△460,446	△192,969	△21,585
1株当たり当期純損失金額(△)(円)	△99.64	△150.51	△60.71	△4.04
総資産(千円)	1,682,347	1,890,606	2,186,902	1,987,663
純資産(千円)	392,274	131,192	△53,992	990,376
1株当たり純資産額(円)	133.59	41.03	△18.76	166.63

(注) 第25期(当事業年度)につきましては、決算期変更により2024年11月1日から2025年12月31日までの14ヶ月間となっております。

(5) 対処すべき課題

当社グループが認識している対処すべき課題は、次のとおりであります。

①国内MA市場におけるシェアNo.1の確立とリプレイス戦略の推進

国内マーケティングオートメーション（MA）市場は成長率が鈍化傾向にあり、新規開拓のみならず他社サービスからのリプレイス（乗り換え）需要の取り込みが不可欠となっております。当社グループは、「国産MA市場No.1」を最短で実現すべく、足元ではアカウント数の拡大を最優先事項といたします。これに伴い、導入ハードルを極限まで下げた戦略的な価格施策を柔軟に展開し、競合他社からのシェア奪取を加速させてまいります。

②ターゲット層の拡大と製品ラインナップの最適化

従来のメイン顧客層に加え、より低価格・手軽さを求める顧客層を新たなターゲットとして開拓いたします。従来からのスタンダードプランに加えて、デジタルプラン等の低価格プランの展開を本格化させるとともに、製品開発面においても、これら新層が直感的に操作できる「見やすさ」「使いやすさ」を追求したUI/UXの改善を断行いたします。市場の多様なニーズに適合する製品ポートフォリオを構築することで、顧客基盤の裾野を広げてまいります。

③AI実装によるプロダクト競争力の圧倒的強化

製品とAIの親和性を高めることを重点課題と位置づけます。生成AI技術が急速に進展する中、マーケティング領域においても高度な自動化や意思決定支援機能へのニーズが高まっており、継続的な機能強化が競争優位性の確立に不可欠です。当社は、自社でのAIエンジン開発に固執せず、常に最新の外部AI技術をスピーディーに取り込み、製品へと最適化させる「実装力」を追求します。これにより、マーケティング業務の劇的な自動化・高度化を実現し、「AIを使いこなして成果を最大化させる」次世代のプラットフォームとして、他社との明確な差別化を図ってまいります。

④収益構造の改革と利益率の向上

当面は、売上高の規模拡大以上に、「利益の最大化」を最優先の経営指標といたします。新規のアカウント獲得コストや運営コストを厳格に管理し、マーケティングクラウド事業における収益性の向上に努めます。また、価格改定やプランの多様化を通じて、LTV（顧客生涯価値）の最適化を図り、持続可能な高収益体質への転換を推進いたします。

⑤人材の少数精鋭化と業務効率の徹底追求

今後の成長においては、人員の単純増を前提とせず、現有戦力の底上げとテクノロジー活用による業務効率化を推進いたします。社員一人ひとりの専門性や職務遂行能力の向上を支援するとともに、社内業務へのAI導入やプロセス改善を徹底し、最小の人数で最大の付加価値を生み出す組織体制を構築してまいります。

⑥システムの安定性とセキュリティの確保

当社グループは、インターネット上で顧客サービスを提供しており、システムの安的稼働

の確保は必要不可欠であります。安定したサービスを提供していくため顧客の増加に合わせたサーバーの増設等のインフラ投資や運用管理体制の強化を継続的に行い、システムの安定性の確保に努めてまいります。

また、災害対策に加え、ISMS・PMS等の管理体制の強化を通じて、安定稼働と情報セキュリティリスクの低減を図ってまいります。

⑦親子関係における独立性の確保とガバナンスの徹底

当社グループは、親会社（株式会社イノベーション、持分56.71%）を有する上場会社として、経営の独立性確保と少数株主の利益保護を最重要課題と位置づけています。支配株主との取引においては、独立社外取締役が過半数を占める監査等委員会への事前意見照会を行い、その意見を尊重するとともに、利益相反のおそれがある取締役を除外した取締役会での慎重な審議を徹底しております。今後も、外部専門家の助言活用や適時・適切な情報開示を通じて、公正かつ透明性の高い意思決定プロセスを維持し、実効性あるガバナンス体制のさらなる強化に努めてまいります。

(6) 主要な事業内容（2025年12月31日現在）

当社グループは、当社、連結子会社である株式会社Innovation X Solutions、想能信息科技有限公司（上海）有限公司、株式会社ジクウの4社で構成されております。

当社グループはミッションとして「マーケティングの再現性で世界を変える」を掲げており、またビジョンとしては「日本を代表するマーケティングクラウドになる」を目指しており、マーケティングクラウド事業におけるストック型売上（サブスクリプション）の成長を今後の会社の成長及び収益力の柱とすることを成長戦略の中心に位置づけ事業運営を行っております。

当社グループにおける各事業内容は以下のとおりとなっています。

①マーケティングクラウド事業

当事業は、「SHANON MARKETING PLATFORM」と「CMS（SHANON vibit CMS Cloud）」の年間利用契約に関するストック型売上（サブスクリプション）及びそれに付随する初期導入やコンサルティングサービス等のフロー型売上（プロフェッショナル）から構成されており、主にBtoB（Business to Businessの略。企業を相手とした事業のことを意味します。）企業に対して、『SHANON MARKETING PLATFORM』のクラウドでの提供を軸に顧客企業のマーケティング業務の効率化・自動化等の支援、同サービス利用顧客企業のマーケティング戦略の立案・支援、メール・Webサイト等のマーケティングコンテンツの作成、効果分析、運用代行等のコンサルティングサービスを提供するものです。当サービスの中心となる『SHANON MARKETING PLATFORM』は、クラウド上で豊富な業務支援機能を搭載しており、オンライン・オフラインを問わず多岐にわたるマーケティング施策の運用効率化から、マーケティングデータの取得管理・活用、マーケティングの見える化までワンストップで実施することができることを企図したサービスです。

② イベントクラウド事業

当事業は、多くの出展企業を集めた大規模なイベントや展示会、企業によるプライベートショーにおいて、『SHANON MARKETING PLATFORM』を使った申込受付管理やバーコード・QRコード来場者認証、アフターフォローのメール運用等をワンストップで効率的に実現するクラウドサービスの提供に加えて、電子タブレットでのアンケート、イベント用モバイルアプリ等、各種デジタルデバイスを活用したイベント・展示会等の開催・運営支援を行っております。当サービスの対象顧客は、展示会主催者、中・大規模のプライベートショーを主催する企業、プライベートショー・イベント・展示会のプロデュースを行う広告代理店になります。

(7) 主要な営業所の状況 (2025年12月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本社	東京都港区
関西支社	大阪府大阪市北区
宮崎支社	宮崎県宮崎市

② 子会社

名 称	所 在 地
想能信息科技（上海）有限公司	中国上海
株式会社ジクウ	東京都港区
株式会社Innovation X Solutions	東京都港区

(8) 従業員の状況（2025年12月31日現在）

① 企業集団の状況

セグメントの名称	従業員数（名）	前期末比
マーケティングクラウド事業	138 (17)	67名減
イベントクラウド事業	39 (2)	8名増
全社（共通）	18 (1)	－
合計	195 (20)	59名減 (21名減)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト及び派遣社員を含みます。）は、年間の平均人員数を（ ）内にて外数で記載しております。
2. 当連結会計年度より事業区分を変更したため、前連結会計年度末比増減については、前連結会計年度の数値を変更後の事業区分に組み替えて比較しております。

② 当社の状況

従業員数（名）	前期末比	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
187 (20名)	57名減 (21名減)	36.6	5.8

- (注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト及び派遣社員を含みます。）は、年間の平均人員数を（ ）内にて外数で記載しております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社イノベーション	410,215千円	56.71%	オンラインメディア事業

- (注) 1. 株式会社イノベーション（公開買付者）は、2025年1月20日を期間末日として実施された当社普通株式に対する公開買付けの結果、2025年1月24日（決済開始日）付で当社の親会社となりました。なお、当社は同社の特定子会社に該当しております。
2. 当社は、親会社である株式会社イノベーションとの取引を行うに際しては、他の取引先と同様の一般的な取引条件に基づき、適正価格により決定しております。当該取引の実施にあたっては、独立社外取締役の意見を聴取するなど適正な手続きを経て取締役会にて承認しており、当社の独立性を損なうものではなく、かつ当社の利益を害するものではないと判断しております。

② 子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
想能信息科技（上海）有限公司	20,000千円	100%	当社グループのソフトウェア開発
株式会社ジクウ	10,000千円	85%	メタバース型バーチャルイベントサービスの開発、販売等
株式会社Innovation X Solutions	15,000千円	100%	マーケティングオートメーションツールの開発、販売等

(注) 2025年12月26日に株式会社Innovation X Solutionsの全株式を取得したことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(10) 主要な借入先及び借入額（2025年12月31日現在）

借入先	借入残高（千円）
株式会社りそな銀行	41,012
株式会社商工組合中央金庫	16,120

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項（2025年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 12,690,000株
 (2) 当事業年度末の発行済株式総数 5,926,200株
 (注) 新株予約権の行使により、発行済株式総数は2,745,500株増加しました。
 (3) 当事業年度末の株主数 2,398名
 (4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
株式会社イノベーション	3,360,800	56.71
中 村 健一郎	348,200	5.88
永 島 毅一郎	277,700	4.69
株式会社SBI証券	117,037	1.97
引 字 圭 祐	103,700	1.75
楽天証券株式会社共有口	94,300	1.59
堀 讓 治	78,600	1.33
武 田 隆 志	70,800	1.19
株式会社サンブリッジコーポレーション	51,800	0.87
東 野 誠	50,000	0.84

(注) 持株比率は自己株式（254株）を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
 当事業年度中に株式報酬は交付しておりません。

3. 新株予約権に関する事項

(1) 当事業年度の末日における会社の新株予約権に関する事項

当社は、2025年9月12日開催の取締役会決議に基づき、当社の取締役及び従業員の意欲及び士気を高めることを目的として、2025年10月2日付で第28回新株予約権を発行いたしました。なお、当該新株予約権は、引受人の個別の投資判断に基づき公正な価格により有償で発行されたものであります。

		第28回新株予約権	
発行決議日		2025年9月12日	
新株予約権の数		1,600個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式	160,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個につき1,500円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり41,400円 (1株当たり414円)	
権利行使期間		2028年1月1日から 2030年12月31日まで	
行使の条件		(注)	
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数	800個
		目的となる株式数	80,000株
		保有者数	2名
	監査等委員である取締役	新株予約権の数	150個
		目的となる株式数	15,000株
		保有者数	3名

(注) 新株予約権の行使条件

①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2026年12月期及び2027年12月期の事業年度において、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益が、下記に定める水準を充たした場合にのみ、それぞれに定められている割合（以下、「行使可能割合」という。）を上限として、本新株予約権を行使することができる。なお、当該行使可能割合の計算において、行使が可能となる新株予約権の個数に1個未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(a)2026年12月期の営業利益が150百万円を超過した場合：行使可能割合 20%

(b)2027年12月期の営業利益が300百万円を超過した場合：行使可能割合 80%

また、上記における営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、当該連結損益計算書に本新株予約権にかかる株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益をもって判定するものとする。

②上記①の条件達成に加えて、2027年10月1日から2027年12月31日までの期間において、東京証券取引所における当社普通株式の株式時価総額の平均値（次式によって算出するものとする。）が40億円以上となった場合に限り、それ以降本新株予約権を行使することができる。時価総額＝時価総額の算出日時点の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値×時価総額の算出日時点の当社発行済株式総数（自己株式数を除く）

③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2025年12月31日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
山 崎 浩 史	代表取締役CEO	株式会社イノベーション取締役会長
大 江 翔	取締役	
松 原 由 高	取締役 (監査等委員)	
岡 田 英 明	取締役 (監査等委員)	ピットデザイン株式会社代表取締役社長
笹 岡 大 志	取締役 (監査等委員)	株式会社イノベーション執行役員コーポレートデザインユニットユニット長

- (注) 1. 取締役（監査等委員）松原由高氏及び岡田英明氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役（監査等委員）松原由高氏及び岡田英明氏の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 代表取締役CEO山崎浩史氏は、当社の親会社である株式会社イノベーションの取締役会長を兼務しており、同社より役員報酬を受けております。
4. 2025年1月30日開催の第24期定時株主総会終結の時をもって、代表取締役社長中村健一郎氏は任期満了により退任いたしました。
5. 2025年4月21日開催の臨時株主総会終結の時をもって、代表取締役永島毅一郎氏、竹田浩氏、村上嘉浩氏は任期満了により退任いたしました。なお、代表取締役永島毅一郎氏は2025年1月30日開催の第24期定時株主総会において新たに選任されたものであります。また、同臨時株主総会における決議により、同日付で監査等委員会設置会社へ移行したことに伴い、監査役中里雅光氏、浅川有三氏、粕谷まり子氏は、任期満了により退任いたしました。
6. 代表取締役CEO山崎浩史氏及び取締役大江翔氏、ならびに取締役（監査等委員）である松原由高氏、岡田英明氏及び笹岡大志氏は、2025年4月21日開催の臨時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
7. 監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

(2) 責任限定契約に関する事項

取締役（監査等委員）松原由高、岡田英明、笹岡大志の各氏、当期中に退任した取締役村上嘉浩氏、並びに当期中に退任した監査役浅川有三、粕谷まり子の各氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償限度額は、同法第425条第1項で定める額を責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要等

当社は、当社役員及び執行役員を対象として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の請求を受けることによって生じ得る損害を当該保険契約によって填補することとしております。保険料は全額当社が負担しておりますが、故意または重過失に起因する損害賠償請求等は、上記保険契約により填補されません。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

当社は、2025年4月21日付の臨時株主総会における監査等委員会設置会社への移行に伴い、役員報酬の内容の決定に関する方針等を改定いたしました。

（監査等委員会設置会社への移行前）

①役員報酬の内容の決定に関する方針等

取締役の報酬は、基本報酬としての固定報酬と企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしての譲渡制限付株式報酬で構成されており、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において決定しております。ただし、社外取締役は業務執行から独立した立場であることから、固定報酬のみを支給し、譲渡制限付株式報酬は支給いたしません。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は以下のとおりであります。

- a 当社は、2024年1月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の固定報酬の決定は代表取締役社長（担当：新規事業、営業管掌）である中村健一郎に一任する決議をいたしました。代表取締役社長は株主総会決議により承認された範囲において個人別の報酬の額を決定いたします。一任した理由は、連結業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、その決定方針として代表取締役社長への一任決議を経ているところ、代表取締役が報酬等を担当職務の業績及び貢献度等を総合的に勘案した上で株主総会決議により承認された範囲内で決定していることから、取締役会で決議した決定方針に沿うものであると判断しております。

b 業績連動報酬等に関する方針

当社は、中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブ設計は非常に重要であると考えております。一方で一定の業績指標を達成したのちに支給されるべきものであるとも考えております。そのため、業績連動報酬については、前事業年度の売上、営業利益等の指標を総合的に勘案し、業績連動報酬の支給可否及び支給額の決定をしております。なお、当事業年度において、業績連動報酬の支給は行いません。

指標は、以下の両指標を満たした場合に支給を決定するものとします。

- ・ 2025年10月期までの期間において、各連結会計年度の連結売上高40億円以上の達成
- ・ 2025年10月期までの期間において、各連結会計年度の連結営業利益 4 億円以上の達成

c 非金銭報酬等に関する方針

当社は、業績連動報酬同様に、中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブ設計は非常に重要であると考えております。一方で一定の業績指標を達成したのちに支給されるべきものであるとも考えております。

2021年1月28日開催の第20期定時株主総会にて決議をいただいた譲渡制限付株式については、以下の指標を踏まえて支給の有無並びに報酬額の決定をしております。なお当事業年度において、非金銭報酬の支給は行いません。

指標は、以下の両指標を満たした場合に支給を決定するものとします。

- ・ 2025年10月期までの期間において、各連結会計年度の連結売上高40億円以上の達成
- ・ 2025年10月期までの期間において、各連結会計年度の連結営業利益 4 億円以上の達成

d 報酬等の種類ごとの割合の決定方針

業績連動報酬等が報酬全体に占める割合は、最大20%であり、役位が上がるほどその割合が大きくなるように設定するものとし、固定金銭報酬と非金銭報酬等はおよそ10：1の割合で支給するものとします。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査役の報酬については、株主総会にて決議された報酬総額の限度内において監査役の協議で決定しております。

なお、取締役の報酬限度額は2015年1月28日開催の第14期定時株主総会において、年額1億5,000万円以内、監査役の報酬限度額は、同株主総会において年額3,000万円以内と決議、譲渡制限付株式報酬は、2021年1月28日開催の第20期定時株主総会において取締役（社外取締役を除く。）に対して年額3,000万円以内を上限として、支給することを決議しております。

（監査等委員会設置会社への移行後）

①役員報酬の内容の決定に関する方針等

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬は、基本報酬としての固定報酬のみにより構成されており、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において決定しております。なお、会社法上の報酬等には該当いたしません。が、中長期的な企業価値向上への意欲及び士気を高め、株主の皆様との利益意識の共有を図るためのインセンティブとして、各取締役が公正価値を払い込むことにより引き受ける有償の新株予約権（有償ストック・オプション）を発行しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は以下のとおりであります。

当社は、2025年4月21日開催の取締役会において、取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の固定報酬の額の具体的な算定については、代表取締役CEOである山崎浩史に一任することを決議いたしました。

a 決定権限の委任に関する事項

代表取締役は、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内において、各取締役の担当職務、業績への貢献度、及び連結業績等を総合的に勘案して個人別の報酬額を決定いたします。権限を委任した理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当事業の成果や個別の役割を最も的確に評価し、機動的に報酬額に反映させるには代表取締役が最適であると判断したためであります。

b 業績連動報酬及び非金銭報酬等の内容

当社は、中長期的な企業価値向上への意欲を高めることを目的として、2025年9月12日開催の取締役会において、取締役（監査等委員であるものを含む。）、執行役員及び従業員に対し、有償の新株予約権（有償ストック・オプション）の発行を決議いたしました。これは、株価上昇による利益を株主の皆様と共有し、業績達成へのインセンティブを強化するものであります。

c 決定方針との整合性の判断

取締役会は、当事業年度における取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等について、代表取締役が上記方針及び株主総会決議に基づき、各人の職務内容や貢献度を適切に評価して決定していることを確認しております。また、監査等委員会においても、当該報酬の決定プロセス及び内容について特段の異議はない旨の意見を得ており、取締役会で決議した決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等については、2025年4月21日開催の臨時株主総会（以下「移行時の総会」とする）において、年額1億5,000万円以内と決議しております。

また、監査等委員である取締役の報酬等については、移行時の総会において、年額3,000万円以内と決議しております。監査等委員である各取締役の報酬額については、当該限度額の範囲内において、監査等委員の協議により決定しております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	人員	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	6名 (1名)	24,050 (1,650)	24,050 (1,650)	—	—
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	3名 (2名)	3,600 (3,600)	3,600 (3,600)	—	—
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	3,600 (3,000)	3,600 (3,000)	—	—
合計	12名 (5名)	31,250 (8,250)	31,250 (8,250)	—	—

- (注) 1. 当社は、2025年4月21日開催の臨時株主総会の決議により、監査等委員会設置会社に移行しております。監査役等の報酬等は当該移行前の期間に係るものであり、取締役 (監査等委員) の報酬等は当該移行後の期間に係るものであります。
2. 2015年1月28日開催の第14期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額1億5,000万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役数は4名 (うち、社外取締役は0名) です。
3. 2015年1月28日開催の第14期定時株主総会において、監査役の報酬限度額は年額3,000万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役数は2名 (うち、社外監査役は1名) です。
4. 2025年4月21日開催の臨時株主総会において、取締役 (監査等委員を除く) の報酬限度額は年額1億5,000万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役数は2名 (うち、社外取締役は0名) です。
5. 2025年4月21日開催の臨時株主総会において、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額3,000万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役数は3名 (うち、社外取締役は2名) です。
6. 当事業年度中に会社役員に交付した業績連動報酬及び株式報酬はありません。
7. 上表には、2025年1月30日開催の第24期定時株主総会及び2025年4月21日開催の臨時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名 (うち社外取締役1名) 及び監査役3名 (うち社外監査役2名) を含んでおります。
8. 取締役 (監査等委員) の員数には、無報酬の取締役 (監査等委員) 1名が含まれております。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社の関係

氏 名	兼任の職務	兼任先	当社との関係
岡 田 英 明	代表取締役社長	ピットデザイン株式会社	取引関係はございません。
村 上 嘉 浩	取 締 役	アクセルマーク株式会社	取引関係はございません。
浅 川 有 三	代 表 弁 護 士	浅川倉方法律事務所	取引関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席の状況	発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
松原 由高 (取締役(監査等委員))	(取締役会) 14回中14回出席 (監査等委員会) 11回中11回出席	2025年4月21日の就任以降に開催された取締役会及び監査等委員会のすべてに出席いたしました。 複数の企業において代表取締役社長を歴任した経験から、経営全般に関する豊富な知見を有しており、取締役会においては、経営戦略の妥当性や事業リスクの評価について、執行部から独立した立場での建設的な提言を行っております。また、監査等委員として、組織統治のあり方や内部統制システムの構築状況についても、経営者の視点から有用な助言・監督を行っております。
岡田 英明 (取締役(監査等委員))	(取締役会) 14回中14回出席 (監査等委員会) 11回中11回出席	2025年4月21日の就任以降に開催された取締役会及び監査等委員会のすべてに出席いたしました。 複数企業の取締役を歴任した経験により培われた、企業経営に関する幅広い見識と豊富な経験を有しております。取締役会においては、これまでのキャリアで培った多角的な視点から、当社の持続的成長に向けた課題指摘や意思決定プロセスの透明性向上に資する発言を適宜行っております。また、監査等委員として、社外の客観的な視点から業務執行の適法性・妥当性の監査・監督を遂行しております。
村上 嘉浩 (取締役)	(取締役会) 10回中10回出席	2025年4月21日をもって退任いたしましたが、在任期間中に開催された取締役会のすべてに出席いたしました。 主に経営者並びに社外取締役としての豊富な経験を通じて培った専門的知見から発言を適宜行っております。 戦略的な資本業務提携等における多数の経験と実績を、当社の経営に反映することを期待し、それらに関して発言を行うといった役割を果たしております。
中里 雅光 (常勤監査役)	(取締役会) 10回中10回出席 (監査役会) 8回中8回出席	2025年4月21日をもって退任いたしましたが、在任期間中に開催された取締役会及び監査役会のすべてに出席いたしました。 取締役会において、取締役の職務執行の監査等職務を遂行する上で必要な質問、助言、意見を述べております。また、監査役会において、常勤監査役としての監査結果(当社の経理処理や内部監査を含む)等について適宜、必要な発言を行っております。
浅川 有三 (監査役)	(取締役会) 10回中10回出席 (監査役会) 8回中8回出席	2025年4月21日をもって退任いたしましたが、在任期間中に開催された取締役会及び監査役会のすべてに出席いたしました。 取締役会において、主に弁護士としての専門的知見から意見を述べるなど、取締役の職務執行の監査等を遂行する上で必要な質問、助言、意見を述べております。また、監査役において、当社の法的見解からコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

PwC Japan 有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	47,550千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47,550千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査、金融商品取引法に基づく監査並びに親会社の連結パッケージ等に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,400,495	流 動 負 債	977,431
現金及び預金	1,009,496	支払手形及び買掛金	24,106
受取手形、売掛金及び契約資産	223,105	1年内返済予定の長期借入金	22,476
仕掛品	21,093	1年内償還予定の社債	40,000
前払費用	133,744	未払金	120,181
その他	13,148	前受金	448,632
貸倒引当金	△93	未払法人税等	32,690
		未払消費税等	101,607
固 定 資 産	597,456	賞与引当金	135,158
有形固定資産	90,965	その他	52,579
建物	75,630	固 定 負 債	34,656
減価償却累計額	△12,642	長期借入金	34,656
建物(純額)	62,988		
工具、器具及び備品	50,305	負 債 合 計	1,012,087
減価償却累計額	△22,327	純 資 産 の 部	
工具、器具及び備品(純額)	27,977	株 主 資 本	972,674
無形固定資産	410,080	資本金	1,084,365
ソフトウェア	256,737	資本剰余金	729,439
ソフトウェア仮勘定	67,075	利益剰余金	△840,644
のれん	80,745	自己株式	△485
その他	5,521	その他の包括利益累計額	10,696
投資その他の資産	96,410	為替換算調整勘定	10,696
敷金	67,968	新 株 予 約 権	2,922
保険積立金	26,849	非 支 配 株 主 持 分	-
繰延税金資産	1,127		
その他	465		
繰 延 資 産	430	純 資 産 合 計	986,294
社債発行費	430	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,998,382
資 産 合 計	1,998,382		

連結損益計算書

(2024年11月 1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		3,208,384
売上原価		1,091,322
売上総利益		2,117,062
販売費及び一般管理費		1,996,314
営業利益		120,747
営業外収益		
受取利息	1,658	
助成金収入	5,782	
受取手数料	4,954	
その他	353	12,748
営業外費用		
支払利息	1,356	
社債利息	223	
為替差損	2,500	
社債発行費償却	9,167	
固定資産除却損	13,874	
保険解約損	33,372	
その他	8,005	68,502
経常利益		64,994
特別利益		
事業譲渡益	15,008	15,008
特別損失		
社債償還損	61,446	61,446
税金等調整前当期純利益		18,557
法人税、住民税及び事業税	21,231	
法人税等調整額	25,000	46,231
当期純損失		△27,673
非支配株主に帰属する当期純利益		－
親会社株主に帰属する当期純損失		△27,673

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,258,682	流 動 負 債	962,630
現金及び預金	910,236	買掛金	22,170
受取手形及び売掛金	221,000	1年内返済予定の長期借入金	10,164
関係会社短期貸付金	137,500	1年内償還予定の社債	40,000
仕掛品	21,093	未払金	138,778
前払費用	126,927	未払費用	38,387
その他	145,311	未払法人税等	28,869
貸倒引当金	△303,387	未払消費税等	99,790
		前受金	441,129
固 定 資 産	728,551	預り金	11,027
有形固定資産	89,836	賞与引当金	120,000
建物	74,509	債務保証損失引当金	12,312
減価償却累計額	△12,004		
建物(純額)	62,505	固 定 負 債	34,656
工具、器具及び備品	47,783	長期借入金	5,956
減価償却累計額	△20,452	債務保証損失引当金	28,700
工具、器具及び備品(純額)	27,331	負 債 合 計	997,286
無形固定資産	418,826	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	275,971	株 主 資 本	987,453
ソフトウェア仮勘定	71,249	資本金	1,084,365
商標権	13	資本剰余金	729,439
のれん	66,083	資本準備金	729,439
その他	5,507	利益剰余金	△825,864
投資その他の資産	219,889	その他利益剰余金	△825,864
関係会社出資金	20,000	繰越利益剰余金	△825,864
関係会社株式	100,000	自己株式	△485
敷金	66,588	新 株 予 約 権	2,922
保険積立金	26,849		
関係会社長期貸付金	32,500		
その他	6,451		
貸倒引当金	△32,500		
繰 延 資 産	430	純 資 産 合 計	990,376
社債発行費	430	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,987,663
資 産 合 計	1,987,663		

損益計算書

(2024年11月 1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		3,202,134
売上原価		1,113,161
売上総利益		2,088,972
販売費及び一般管理費		1,972,231
営業利益		116,741
営業外収益		
受取利息	1,623	
助成金収入	5,782	
受取手数料	4,954	
保証債務取崩益	18,290	
その他	1,751	32,401
営業外費用		
支払利息	970	
社債利息	223	
為替差損	2,542	
社債発行費償却	9,167	
固定資産除却損	13,824	
保険解約損	33,372	
貸倒引当金繰入	10,034	
その他	8,005	78,141
経常利益		71,000
特別利益		
事業譲渡益	15,008	15,008
特別損失		
社債償還損	61,446	61,446
税引前当期純利益		24,563
法人税、住民税及び事業税	21,149	
法人税等調整額	25,000	46,149
当期純損失		△21,585

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年2月19日

株式会社シャノン
取締役会 御中PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 岩本 展枝
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 清水池 誠
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シャノンの2024年11月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シャノン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作

成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年2月19日

株式会社シャノン
取締役会 御中PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 岩本 展枝
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 清水池 誠
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シャノンの2024年11月1日から2025年12月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年11月1日から2025年12月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

- (1) 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会議決の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。
- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社および主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等（監査役等含む）と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。なお、2025年4月21日の監査等委員会設置会社への移行前における取締役の職務の執行については、移行前の監査役による監査の結果を引き継いでおります。
 - ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及びその理由（親会社等との取引）については、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会議決の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月20日

株式会社シャノン監査等委員会

監査等委員（社外取締役）	松原由高	㊟
監査等委員（社外取締役）	岡田英明	㊟
監査等委員	笹岡大志	㊟

以上

定時株主総会会場ご案内図

場所 東京都港区浜松町二丁目2番12号 JEI浜松町ビル7F



[交通のご案内]

- JR（山手線・京浜東北線）／東京モノレール 浜松町駅 南口より徒歩2分
- 地下鉄（都営浅草線・都営大江戸線） 大門駅 A1出口より徒歩3分

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。